

「会津若松市第3期環境基本計画（案）」へのご意見を募集します

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

市では、環境基本条例に基づき、平成26年3月に「会津若松市第2期環境基本計画」（以下、「第2期計画」）を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。本年度、第2期計画が計画期間の最終年度となることから、より実効性が高いものとなるよう、国や県などの動向をはじめ、第2期計画の期間中に策定された市の諸計画、これまでの取り組みの進捗状況などを踏まえながら、新たに「第3期環境基本計画」の策定を行うこととしております。

このことについて、計画の素案がまとまりましたので、その内容に対するご意見（パブリックコメント）を募集いたします。意見がある方は、次のとおり提出してください。

■ 公表・意見募集期間

令和6年1月15日（月） ～ 令和6年2月14日（水） ※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置・ホームページから出力）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、環境生活課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により環境生活課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。

■ 意見の提出先

- ・ 持 参 市役所追手町第二庁舎 1階 環境生活課（土・日曜日、祝日・休日を除く
午前8時30分から午後5時まで）
- ・ 電子メール kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ ファクス 0242-39-1420（環境生活課直通）
- ・ 郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 環境生活課 宛

■ 閲覧場所

素案の内容は、会津若松市ホームページ (<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>) に掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	環境生活課（追手町第二庁舎1階）	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 （祝日・振替休日を除く）
2	市政情報コーナー （追手町第二庁舎2階）	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所（まちづくり推進課）	//
10	河東支所（まちづくり推進課）	//
11	生涯学習総合センター（会津稽古堂）	月～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日 午前9時～午後6時 （休館日を除く）

※ 本件に関するお問い合わせは、環境生活課（下記）までお願いします。
（市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。）

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 市民部 環境生活課

TEL：0242-39-1221（直通）